



平成22年10月27日
サッポロビール株式会社
独立行政法人製品評価技術基盤機構

生物多様性条約の原則に則った海外微生物探索の実施 ～サッポロビール・NITE 産官共同プロジェクト～

1. サッポロビール株式会社（本社：東京、社長：寺坂史明）及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（本部：東京、理事長：安井 至、略称：N I T E（ナイト））は、ベトナムの新規微生物の探索と、それらの食品を中心とした産業利用を目的とした共同事業を平成22年11月から開始します。
2. この共同プロジェクトは、NITE がベトナム政府と構築した生物多様性条約（CBD）に則った協力関係の枠組みにサッポロビールが参加することで実施されるものです。
3. ベトナムの微生物を現地において共同で探索、収集し、それらの産業利用の可能性を探ります。サッポロビールは自ら発酵飲料・食品への応用を目指した微生物を集められる絶好の機会ととらえています。

【共同プロジェクトの目的】

- NITE がこれまでに実施したインドネシア等の東南アジアでの微生物探索によって数多くの新規な微生物が発見されたことを踏まえ、サッポロビールは、生物多様性の豊富なベトナムにおいて自ら微生物（酵母や乳酸菌）を収集します。そして、それらの食品産業への利用価値を調査します。

【共同プロジェクト実施の背景】

- 今回の共同プロジェクトは、ベトナム政府との資源へのアクセスに関する枠組みの構築を NITE が担うことで、CBD の発効後日本企業が単独で行うには負担が大きかったアジアの生物遺伝資源へのアクセスを産官が共同で実施するものです。サッポロビールは枠組みへの参加を希望してからわずか半年程度でアクセスが実現することとなりました。
- サッポロビールは、1876年に誕生し130年以上のビールづくりで培った発酵技術を有しています。2003年には、その技術を応用し世界で初めて麦芽を使用しないビールテイスト飲料「ドラフトワン」の開発など高い発酵技術力を有しています。発酵技術では、ビールづくりにとどまらず、麦芽から見出された乳酸菌 SBL88 の健康機能性研究を進め、特に腸管免疫の領域において独自性の高い研究成果を上げています。またサッポログループでは、今般の取り組みだけでなく、2011年秋には、ベトナムにおいてビール工場を建設するなど、ベトナムとの交流を活性化させていきます。世界の中でも多様な発酵食品を有するベトナムの微生物資源とサッポロビールの長年培ってきた発酵技術を融合させて「お客様の感動」につながる”おいしさ”と”健康”の提供を目指していきたいと考えています。

以上

本件に関する問い合わせ先

サッポロビール株式会社
広報室

担当：小川、権藤
連絡先：03-5423-7204

独立行政法人製品評価技術基盤機構
バイオテクノロジー本部資源開発課

担当：塩谷、山田
連絡先：0438-20-5764



ベトナムにおけるNITEによる試料採集の様子

補足

○共同事業の概要

サッポロビール及びNITEは、11月から12月にかけてベトナムへ渡航し、ベトナム北部、ハノイ市近郊において微生物を分離するための試料の収集を行います。

NITEの共同研究先であるベトナム国家大学ハノイ校の施設で、採集した試料からサッポロビールの目的にあった微生物を分離します。

分離された微生物は、ベトナム政府の合意の下、日本へ移転されます。これらの微生物はサッポロビールへ提供され、食品産業への利用性評価に使用されます。研究成果から特許登録や商品化に至った場合には、ベトナム政府へ収益の一部が還元されます。

NITEでは、従来海外で収集した微生物を提供する事業を行ってきましたが、同時に東南アジア諸国などの生物多様性の豊富な国へアクセスして、これまでに発見されたことのない新しい微生物の探索を行いたいという企業ニーズをかなえるための仕組みも構築してきました。これは2010年1月に発表され、COP10で提案された「生物多様性条約ポスト2010年目標に関する日本提案」にも記載されている遺伝資源へのアクセスと利益配分 (Access to genetic resources and Benefit Sharing、略称「ABS」) の取組を促進するための事業の一環です。

○サッポロビールの研究開発

ビール醸造技術において麦芽は、酵母の栄養分として非常に重要な役割を担っています。従来のビール製造において、麦芽はおいしいビールを作る上で欠かせないものでしたが、その常識を打ち破り麦芽を全く使用しないビールテイスト飲料「ドラフトワン」を開発し、爽快なキレと、さっぱりした後味を実現しました。「ドラフトワン」が開拓した「第三の生」市場は、本年もますます拡大を続けています。

「エビスビール」は120年続く伝統の味を引継ぎ、その深い味わいは「エビス」ならではの発酵技術に裏打ちされています。その発酵技術を支えるのが当社研究所である価値創造フロンティア研究所内に設けたカルチャーコレクションに保管されている酵母です。価値創造フロンティア研究所では、新しい味作りのため、日々酵母の評価を続けています。

乳酸菌は、ビールを汚染しその香味を損なうことが知られ、ビール工場にあってはならないものです。サッポロビールでは、工程管理のため、長年乳酸菌の性状の研究を手がけ、多くの乳酸菌と向き合ってきました。この研究の中で一部の乳酸菌に特異的な健康機能性を見出し、かつてはビール醸造の「敵」であった乳酸菌を積極的に食品分野に利用する道を模索しております。近年の研究成果として、乳酸菌SBL88によるアレルギー抑制効果を確認し、グループ会社より機能性飲料を上市いたしました。また、旭川医科大学との共同研究（文部科学省イノベーションシステム整備事業さっぽろバイオクラスターBio-S）により、乳酸菌SBL88の腸の炎症に対する菌体の抑制効果を確認し、特許出願及び国際学会（DIGESTIVE DISEASE WEEK 2010）でその成果を発表しております。

○サッポロビールのベトナムにおけるビール製造販売事業

サッポログループは、平成19年10月に発表しました新経営構想の中の重要なグループ戦略である「戦略的提携の実施」および「国際展開の推進」の具体策として、ベトナムにおけるビール製造販売事業に進出します。

具体的には、ベトナムの国営たばこ会社である「ベトナムたばこ総公社」(Vietnam National Tobacco Corporation = VINATABA、以下「ビナタバ社」といいます。)との合弁会社にて、ビール製造販売事業を

ベトナムにおいて行う予定です。ビナタバ社はたばこ、食品・飲料製造販売を手掛けるベトナム首相府直属の大型国営企業であり、同国において確固たる事業実績を持ち、高い信用を得ています。

サッポロの130年以上の歴史に培われたビール製造ノウハウと、ビナタバ社のベトナムにおける広範囲の販売網との融合により、同国において高品質のサッポロビールを製造し、主要な小売店、業務店において販売することで、プレミアムブランドとしてのサッポロビールをベトナムの消費者にアピールしていきます。

現在、ホーチミン市郊外のロンアン省においてビール製造工場の建設に着手し、2012年年初には同工場製造の製品の販売を開始する予定です。製造販売開始8年目の2019年には15万KLの販売数量達成を目指します。

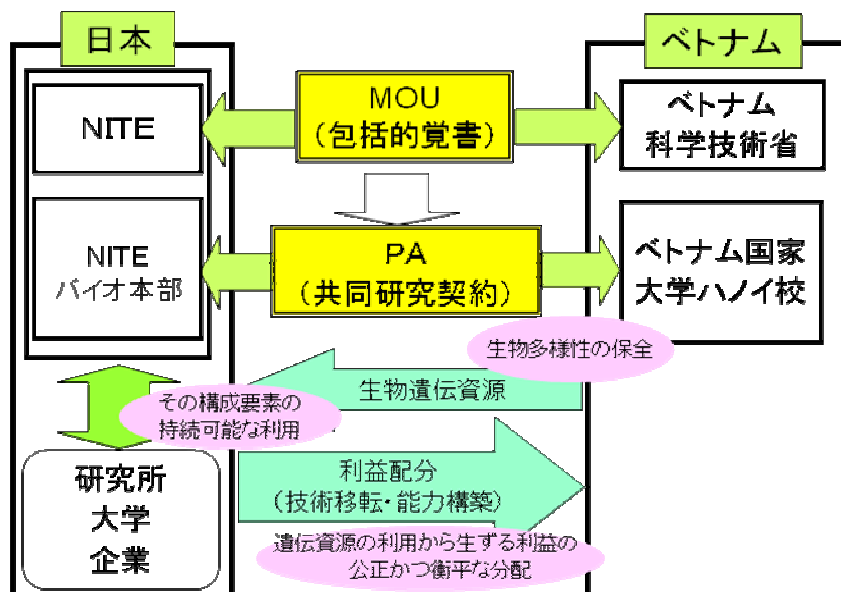
ONITEの海外事業の成果

NITEは、我が国の微生物を中心とした中核的な生物遺伝資源機関として戦略的に微生物の収集・保存・提供を行うとともに、我が国の政府機関を代表し、アジアの資源保有国と生物多様性条約に基づいた協力関係を構築しています。そして、生物多様性の豊富なアジア諸国と密接な連携をはかり、それぞれの国に生息する多種多様な微生物をその国と共同で分離・収集し、それらを有効に利用することで関連する産業の発展に貢献することを目指して活動しています。

そのため、生物多様性条約を遵守し、相手国と微生物の保全と持続可能な利用に関する協定を結んで、微生物探索、それら資源の産業利用を精力的に進めています。現在微生物探索を行っているのは、ベトナム、モンゴル、ブルネイですが、インドネシア、タイ、中国とも協力関係を構築しています。

ベトナム政府とは2004年に「微生物資源の保全と持続可能な利用に関する包括的覚書」及び「ベトナムにおける微生物の分類学及び生態学に関する共同研究とその応用に関するプロジェクト」の合意書を取り交わし、ベトナムにおいて新規微生物の探索・収集、日本への移転、産業界等へ提供を行うとともに、ベトナムへの技術移転、研究者の育成等を通じて、ベトナムにおける微生物学の発展に貢献しています。

(ベトナムとの二国間協カスキーム図)



○生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity: 通称 CBD)

生物多様性条約は、①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用及び、③生物多様性の利用に基づく利益の公正で衡平な配分という3つの大きな柱から構成される条約で、1993年に発効しました。ワシントン条約やラムサール条約のように特定の行為や特定の生息地のみを対象とするのではなく、野生生物保護の枠組みを広げ、地球上の生物の多様性を包括的に保全するという環境保護条約としての側面と、生物多様性の保全と遺伝資源の利用から生まれる利益を公正かつ衡平に配分するという経済条約としての側面があります。

条約の目的を達成するための手段として、①遺伝資源の取得の適当な機会の提供（すべての権利を考慮して行う）、②関連技術の適当な移転（すべての権利を考慮して行う）、③資金供与、が定義されています。

また、海外の遺伝資源の取得についてはその国にその遺伝資源の管轄権があり、実際にその国の遺伝資源にアクセスしたい場合には、その国の国内法に従って手続をとらなければなりません。

○生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)

「COP (Conference of the Parties)」とは、国際条約を結んだ国が集まる会議（締約国会議）のことです。多様な生き物や生息環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するために結ばれた生物多様性条約では、10回目の締約国会議「COP10」が2010年10月、愛知・名古屋で開催されました。

参考 URL : <http://www.cop10.go.jp/>

○生物多様性条約ポスト2010年目標に関する日本提案

生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) において検討される条約戦略計画の改定のために、日本政府が COP10 議長国としての国際的な役割を果たすために提案しているもの。2050年までに「人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく。」ことを中長期の目標として掲げています。そのため当面は2020年までの短期の目標を定め、その達成のためにさまざまな取組を行っていくこととなっています。

参考 URL : <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11966>